

農業農村整備事業における設計業務発注基準について

設計業務の指名・発注にあたっては、下記事項及び別紙発注基準及び別紙業務内容別一覧表によることとする。ただし、業務内容の特殊なもの及びこの基準によりがたい場合は、適宜、各機関の指名審査委員会で判断するものとする。

記

① 管理技術者及び照査技術者として、技術士又は、これと同等の能力を有する技術者（技術管理者）、あるいは、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）を配置すること。

【設計業務等共通仕様書第 1106 条の 3、第 1107 条の 2】

② 農業土木技術管理士を、上記「これと同等の能力を有する技術者」として取り扱う。

③ 管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。 【設計業務等委託契約書第 11 条】

④ 管理技術者は、打ち合わせ等には必ず出席すること。

⑤ 発注方法の選定については、「設計業務にかかる発注方式選定フロー」による。なお、総合評価方式の対象は、「調査設計業務等総合評価方式にかかる適用範囲について」によるものとする。

⑥ 測量業務を合冊発注する場合は、測量業務相当額を考慮し、測量業務発注基準に留意するとともに、測量の有資格者の配置確認も行うこと。

（定義）

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び総括等を行うもので、設計業務等委託契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者。

2. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者。

3. 「技術士」とは、技術士法に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した者。

4. 「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 項ロに該当する者で、国土交通大臣が認定した者

- ・当該部門に関し 30 年以上の実務経験
- ・大学又は高等専門学校卒業後、当該部門に関し 20 年以上の実務経験
- ・当該部門外の技術者で、当該部門に関し 10 年以上の実務経験
- ・当該部門に関する RCCM 資格取得後 5 年以上の実務経験
- ・当該部門に関する技術士試験合格者

5. 「RCCM」とは、(社)建設コンサルタンツ協会の定款第 46 条に基づく RCCM 資格制度施行規程第 4 条の規定に合格し、第 8 条の登録をした者。

6. 「農業土木技術管理士」とは、(社)土地改良測量設計技術協会に登録された農業土木技術管理士の資格を有する者。

発 注 基 準

業務の程度	業務内容 (主なもの)	発注基準	管理技術者	照査技術者
			技術士 技術管理者 RCCM 以上のうち1名	技術士 技術管理者 RCCM 以上のうち1名
簡易な業務 A	・施設整備工設計等の 簡易・軽微なもの	右欄の技術者が 配置可能なこと	部門指定	部門を問わない
			技術士 技術管理者 RCCM 以上のうち1名	技術士 技術管理者 RCCM 以上のうち1名
標準的な業務 B	・普通の技術力を要するもの ・構造が単純なもの	右欄の技術者が 配置可能なこと	部門指定	部門指定
			技術士 技術管理者 RCCM 以上のうち1名	技術士 技術管理者 RCCM 以上のうち1名
高度な業務 C	・技術力を要するもの ・構造が複雑なもの ・付帯施設が多いもの (施工場所が急傾斜地・ 地すべり地域 等)	右欄の技術者が 配置可能なこと	部門指定	部門指定
			技術士 技術管理者 RCCM 以上のうち1名	技術士 技術管理者 RCCM 以上のうち1名
難度の高い業務 D	・高度な技術力を要するもの ・特殊橋梁 ・特に規模が大きいもの	右欄の技術者が 配置可能なこと	技術士	技術士
			部門指定	部門指定

- 注 1. 業務内容により該当する複数部門を有すること。
 2. 農業土木技術管理士は、技術管理者と同等の取扱いとする。
 3. 国土交通省の建設コンサルタント登録規程の登録部門に登録していない部門において
 RCCM資格取得者が管理技術者又は照査技術者として担当できる業務は、簡易な業務
 (A) までとする。
 4. 業務の程度が (B) ~ (D) については、管理技術者又は照査技術者の部門指定は、
 国土交通省の建設コンサルタント登録規程の各登録部門に限る。
 5. 測量業務と合冊して発注する場合には、測量業務の発注基準も考慮し、有資格者の確認も
 行うこと。

【 設計業務にかかる発注方式選定フロー 】

